

令和7(2025)年度第1回 社会福祉法人鶯鳴会共同生活援助事業議事録

日 時：令和8(2026)年1月27日(火) 13:30~15:09

場 所：KoBo れもんぐらす すとろべりーホームリビング

参加者：

《利用者》 ■■■■■ (すとろべりーホーム入居者)

《利用者家族》 ■■■■■

《地域の関係者》 ■■■■■ (区長)

《施設等所在地の市町村担当者等》 ■■■■■ (名張市役所障害福祉室)

《職員》 ■■■■■ (施設長)、 ■■■■■ (副施設長)、 ■■■■■ (サービス管理責任者)

欠席者：《地域の関係者》 ■■■■■

<議題>

- (1) 利用者と地域の関係づくりについて
- (2) 施設等やサービスの透明性・質の確保について
- (3) 利用者の権利擁護について

開会挨拶：施設長より参加者への感謝、会議の目的（地域連携・透明性確保・権利擁護）、意見交換への期待を伝え、開会の挨拶とした。

出席者、欠席者の確認：

会議の構成員、欠席者の確認を行った。

自己紹介：利用者、利用者家族、地域の関係者、施設等所在地の市町村担当者、職員の順に自己紹介を行った。

会議の概要：議題に入る前に「資料3（構成員向け）地域連携推進会議の概要」を用いて施設長より参加者に対して改めて説明が行われた。

(1) 利用者と地域との関係づくりについて

①障害について（担当：サービス管理責任者）

→障害者基本法の定義により「知的障害」「身体障害」「精神障害（発達障害を含む）」の3つに大きく分類されていることを伝え、それぞれの障害特性について例を挙げながら詳細に説明

②近隣からの苦情等の共有について（担当：施設長）

→2件の苦情について以下のとおり施設長より報告を行った。

苦情内容

1 件目：草刈りの後処理について

→地域の草刈り後、空地に草を数日放置していたところ近隣の住民より「虫が湧くため草を除去してほしい」との声が上がり区長より当事業所へ連絡が入る。

2 件目：ゴミ出しのタイミングについて

→近隣から「指定曜日の前日にゴミを出しているのではないか」という話が当法人の役員の耳に入った。

苦情対応

1 件目：草刈りの後処理について

→即日、草を除去。また草回収袋を購入し、今後草刈り後は当日中に袋に草を入れ回収することとした。

2 件目：ゴミ出しのタイミングについて

→すべての職員に事実確認を行った結果、当事業所内ではゴミは指定曜日の朝に出していることが確認された。また前日のゴミ出しに関しては複数名の住民たちが前夜からゴミを出していることが判明。当事業所としては今後も指定されている曜日にゴミを出すことを徹底する。

③地域行事のご案内（担当：地域の関係者）

→地域行事について区長より以下のとおり説明が行われた。

- ・4月19日（日）：自治会の総会（集会所）
- ・6月（日にち未定）：草刈り
- ・10月（日にち未定）：草刈り^{※1,2}

※1. 公園の草刈り（昨年）については有償の形で有志を募り、昨年は10名～12名ぐらいの方が参加

※2. ※1の草刈り1週間後に団地全員で草集め

質疑応答（1）利用者と地域との関係づくりについて

Q.地域の行事について

→以前はうぐいす台の中で夏祭りがあったと思うが今はあるのか？

A.昨年に関しては年齢制限を設け子供対象として夏祭りを行った。新型コロナウイルス感染症発生以前から諸事情により夏祭りをしておらず、新型コロナウイルス感染症が発生してから5類へ移行するまでは子供が集まって行事をすることもなかった。5類へ移行後は小学生（30人強）を含む子供を対象に一昨年、昨年と隣の一期の自治会と合同で行った。今年についてはどのような形（参加対象枠）になるかは未定であり今後検討する予定である。また「まちの保健室」より助言があり暑い時期（8月9月）の夏祭りをずらし秋祭り（開催月未定）に変更。

<補足>

12月：お餅つき大会（集会所）年齢制限無のため利用者参加可能

（2）施設等やサービスの透明性・質の確保について

①利用者の日常の様子について（担当：サービス管理責任者）

→サービス管理責任者より、各ホームの入居者数や年齢層に関し以下の表に沿って説明し、さらに障害種別についても補足した。

<入居者数>

すとりべりーホーム				おにぎりホーム			
女性	7名	男性	0名	女性	1名	男性	4名

<年齢層>

年齢	すとりべりーホーム	おにぎりホーム
20歳未満	1名	0名
20～29歳	1名	1名
30～39歳	4名	1名
40～49歳	1名	0名
50～59歳	0名	3名
60歳以上	0名	0名

<すとりべりーホーム>

- ・日常生活のなかでは利用者個人の困りごとや利用者間のトラブルなど、日々問題解決が必要なできごとがある。その都度、職員に悩みごとを打ち明け解決の糸口を見出しながら一緒に解決、また、利用者間で何かしらのトラブルが発生した場合は利用者同士で話し合いの場を設け、ときには職員も加わり一緒に解決している。最後は誰もが安堵し安心して笑顔で暮らせるホーム作りを心がけている。
- ・余暇活動では、季節に応じホーム内の飾りつけをみんなで行い、イベント行事ではクリスマスにカップケーキを作るなど少しでも人生を豊かにする活動を行っている。
- ・1名の個別支援計画書を配付※1
→実際の個別支援計画に沿って説明を行った。利用者の希望・要望、またどんな生活を送っていきたいのかを利用者からサービス管理責任者が半年に一度聞き取り一人ひとり個別の支援計画書を作成。利用者は目標に沿って生活を送り、職員は支援計画に沿って個別に支援を行っている。

<おにぎりホーム>

- ・介助を必要としている方や言語表現が難しい方が多く、また障害特性も多様で「特定のことへのこだわり」や「じっとしてられない」「対人関係やコミュニ

ケーションが苦手」等といった行動もみられる。

- 保護者から可能な限り利用者の情報を得て、ご本人の好きなこと苦手なことを理解し支援につなげている。
- 職員の言動に対してとても敏感な方には、常に本人の思いを理解しつつ適度な距離感を保ちながら支援を行っている。
- 障害特性を考慮し季節に応じたホーム内の飾りつけは壁の高い位置で行っている。

②経営状況の報告（担当：副施設長）

- 令和7年度上半期(4/1～9/30)「事業活動計算書」を使用
- 各項目の説明
 - 収益（自立支援給付費収益、補足給付費収益、特定費用収益等）について
 - 費用（人件費、事業費、事務費等）について

上半期の結果

<サービス活動増減の部>

→サービス活動収益(1)	15,969,378 円（前年比 105.62%）
→サービス活動費用(2)	19,908,038 円（前年比 103.94%）
→当期活動増減差額(3)=(1)-(2)	2,964,423 円（前年比 97.30%）

<サービス活動外増減の部>

→サービス活動外収益(4)	15,203 円（前年比 254.49%）
→サービス活動外費用(5)	
→サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	15,203 円（前年比 254.49%）

経常増減差額(7)=(3)-(6) $\Delta 3,923,457$ 円（前年比 97.06%）

<特別増減の部>

→特別収益※(8)	8,650,111 円（前年比 136.95%）
→特別費用(9)	1,762,231 円（前年比 379.53%）
→特別増減差額(10)=(8)-(9)	6,887,880 円（前年比 117.71%）

当期活動増減差額(11)=(7)+(10) 2,964,423 円（前年比 163.82%）

- サービス活動収益に関しては前年度より 864,166 円アップ
- 費用の各勘定項目の内訳にて説明
- 物価高騰の影響により給食費が前年比 173.63%
- 事務費は前年並み
- サービス活動増減差額も前年並み
- 法人全体でみると黒字だが共同生活援助単独でみると赤字である

※サービス区分間繰入金→法人内の異なるサービス事業からの資金移動

③BCP(業務継続計画)の策定状況について(担当:施設長)

- 令和6年4月～義務化であることを報告
- 参加者全員に最新版の業務継続計画書を2部配付※2
 - 「自然災害発生時における業務継続計画書」(1部)
 - 「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画書」(1部)
- 年2回ずつ行った座学&訓練内容について報告
 - 座学:自然災害発生時の初動対応や平常時・災害発生時の対応について
 - :感染症対策に関する指針、感染予防、健康管理、正しい手洗い等、食中毒について
 - :各計画書の確認(全職員に1部ずつ配布※済み)
 - 訓練:消防訓練、地震訓練を利用者と共に行っている
 - :予防衣の着脱、吐しゃ物の処理方法、正しい手洗い、手指消毒等

<感染症発生時について>

- 毎年研修を行い、何度も繰り返し研修を行っているが、実際、現場で発熱者が出た場合など、全員の職員が同じレベルで適切に対応することが難しいのが現状である。
- 今後の課題として、誰もが適切に初動対応を確実にできる体制づくりが挙げられる。
- インフルエンザ、新型コロナウイルス感染者は今シーズン0名。
- ホーム内で数名の利用者が感染した場合は、ホームから離れた建物にて隔離しホーム内をグリーンゾーンにする、今後もこの対応方法を継続予定である。

<自然災害発生時について>

- 実際に災害が発生しライフラインが止まるような規模の場合、事業所としては避難所への避難は考えていない。
- 避難場所は同法人内の別棟を予定している。
 - KoBo れもんぐらす わたぼうし棟(多目的ホール)
- ライフラインに問題がない場合はホームで過ごす。
- 早朝や深夜に発生した場合、宿直者以外に同地区に住んでいる職員や同市内に居る職員が可能な限り駆け付ける予定(5名ほど)である。
- 備蓄品(食料、飲料、生活用水)に関しては10日以上確保。
- 安否確認→自治会(会長)、市役所(障害福祉室)にも連絡予定。

質疑応答(2)施設等やサービスの透明性・質の確保について

Q1.BCP(業務継続計画)の策定状況について～

→座学って何ですか？

A.椅子に座って知識を中心に学ぶスタイルのことです。

Q2. BCP(業務継続計画)の策定状況について～

→避難場所（KoBo れもんぐらすわたぼうし棟）はどこにあるんですか？

A.名張市西原町 2590 番地の 6

Q3. BCP(業務継続計画)の策定状況について～

→発熱されることって年に何回かあるんですか？

A.いいえ、もともと体温高めの方がいらっしゃったり、熱がこもって検温時に高く表示されることもあるため、一概には発熱と言えない。

Q4. BCP(業務継続計画)の策定状況について～

→保護者としての思い

「避難場所について、子供たちがここで住まわせてもらっているが早い遅い関係なく自治会の一員であれば自治会の一員らしく地区のみなさまに好かれるように住んでいけたらそれでいい。謝罪しながら生活を送るのは嫌だという思いはあるが保護者としては人様に迷惑をかけるっていうのは望んでいないため、法人内の安心な棟に避難してもらえると有難い。むしろそちらのほうが職員も利用者の方も、きっと保護者の方も安心してお任せしていただけるかなと思う。」

→市として

「避難計画に関して、市としても一度避難所に行っていた上で、次に福祉避難所への案内となる。それでも一刻を争うこともあるためほんとうに臨機応変に一旦ホームでステイしていただき、道の安全とかすべてクリアした上でわたぼうし棟に行っていただくということで、市の担当課へ『れもんさんの皆さんは安全確保されてわたぼうし棟にいるので、そこからはきっと安全なお声が聞こえる』ということを申し伝える。」

(3) 利用者の権利擁護について

①虐待・事故・ヒヤリハットの報告（担当：サービス管理責任者）

- 虐待に対する通報や事案は 0 件
- 事故 0 件
- ヒヤリハット報告書（ノルマ：月に一人 2 枚）
- 内容
 - 利用者が躓いて転倒しそうになった（実際に転倒もあり）
 - 階段から落ちしそうになった
 - 鍵の閉め忘れ（玄関）
 - 設備不良等
- 報告書提出をノルマ化したことにより職員間でヒヤリハットの報告をし合っており、その結果、大きなケガや事故はなくその状態を継続できている。

- 各職員が「ヒヤリ」としたことに気づき、対策を練り、それを共有することによって改善されているため大きな事故にもつながらず良い方向に進めていると感じる。
- 数年前、おにぎりホームにて行方不明者を出しことがあり施設の徹底、また防犯対策にも注力している（防犯カメラ設置、来訪者への対応方法等）。

②支援者(職員)の報告（担当：施設長）

<所属人数>

16名			
男性職員	3名	女性職員	13名

<年齢層>

年齢	すところべりーホーム	おにぎりホーム	全体に占める割合
20歳未満	0名	0名	0%
20～29歳	0名	1名	6.25%
30～39歳	0名	1名	6.25%
40～49歳	2名	0名	12.50%
50～59歳	3名	0名	18.75%
60歳以上	5名	4名	56.25%

<勤務状況について>

- 勤務形態が特殊なため誰もが働ける環境ではなく、とくに小さなお子様をお持ちの女性職員は難しいのが現状である。
- すべての職員が専従で勤務している訳ではなく、ほとんどの職員が居宅介護等事業所と兼務しながら働いている。
- 離職率は低く勤務年数は長い。
- 日中活動系の事業所に比べ職員の頭数が少ないため一人で抱え込む機会が多くストレスをためやすいのも現状である。
- 両ホームでは、現場職員から声を挙げ各ホームで「支援困難事例」を出し合い、一つひとつの事例を検討し、改善策を練り悩みごとを解決していく姿勢が見られ、支援技術向上に向け日々奮闘している。

質疑応答（3）支援者(職員)について

Q1. 虐待・事故・ヒヤリハットの報告～

→ホーム内で明らかに故意に大きな音を立てて騒いでる（近隣に迷惑をかけるほど）場合、保護者の立場で利用者に「あかんやん」「そんなんしたら〇〇やんか」「なにしてんの」と、ここで住みづらくなるという思いから注意するが、これは虐待にあたるのか？

A.親が子に暴言を吐けば虐待にあたるが、このケースの場合、関係性から考えれば障害者虐待防止法に絡まない。が、言い方ひとつで相手側が「私心理的に傷ついた」となれば虐待の一つになる。ただ、それだけで判定されるものではなく市としても通報があれば調査し、その結果を持って判定を下しているの、これが虐待にあたる可能性はゼロとは言い難い。

Q2. 虐待・事故・ヒヤリハットの報告～

→たとえば、利用者の方たちが住宅街の中でジュースを買いに行っているときに車が通りかかり自治会長さんが「車通るさかいに行ったらあかんで」と言ったことに対して、利用者が「ショックを受けた」と捉える可能性もあるということですね？

A.そうです。あとは利用者さんと自治会長さんの関係性が分かる方々が見た場合は「あっ、注意喚起してるんだな」って理解はしてもらえらと思うが、関係性を全く知らない第三者が見たときに、どうなってくるかという話。通報がある以上は調べ、事実確認をして判定するのも行政の仕事である。ただ、危険時に声をかけないというのも命を守るという観点からすると声はかけていただきたい。先ほど「個別支援計画書」にも記載されていたが、そこに障害特性上の行動に対し支援方法がきちんと明記されていれば、それを根拠として「これは虐待ではない」「このような形で利用者の安全を図っているんだ」と示すことであり、我々も守られるということである。

参加者からの感想、意見・要望等

- ・参加し、いろいろ知れてよかった（地域の関係者）。
- ・以前、ホームの職員さんが地域の方々に率先して挨拶をしている姿を拝見し感動した。法人の考えが「地域と共に」ということを施設長から聞いていたので、今は私も人としての最低限のコミュニケーションだと思い挨拶をしている。地域の方々の顔を見たら笑顔いっぱい挨拶することを心がけている（利用者家族）。
- ・車でホームに送ってきた際、車から車いすへの移乗時にどうしても車を道路に一時駐車しなければならない。地域の住民に迷惑が掛からないように可能な限り幅寄せして駐車するよう心がけている。しかし、車いすへの移乗の際はどうしても車のドアを開け、車いすをドア横に設置するので道路をふさぐ一瞬がある。地域の住民の方は快く待ってくださるので感謝している。ただ、迷惑をかけていると感じている（利用者家族）。
→区長の計らいにより地区の回覧板にて、この現状を地域の皆様にお知らせする機会をいただいた。
- ・職種関係なく所属している職員が全員現場に足を運ぶ姿は素晴らしいと思う。役職関係なく自分の目で現場を把握するということは改革や改善につながるのとていいことだと思う（利用者家族）。
- ・利用者対応に関して必ず対応策につなげ、同じようなことがあっても同じ形には

ならない工夫をしている事業者さんであると認識している（施設等所在地の市町村担当者）。

- 行政としてもやはり現場からのご指導があってこそだと思えるところもあるため、いつでもお声がけしていただけると助かる（施設等所在地の市町村担当者）。
- 障害者虐待防止法の観点から障害者福祉従事者、養護者という立場でありながら一歩出れば逆の立場でも見れる立場かなと思うので、街中で気になることがあれば市に一報入れていただき協力を願いたい。それが、皆が住みやすい社会につながっていくのではないかと思う（施設等所在地の市町村の担当者）。

閉会挨拶：施設長より、次回「施設訪問」の日程について候補日が挙げられた。

3月6日(金)、3月13日(金)、3月27日(金)から調整予定

区長より来年度の地域連携推進会議の開催予定について質問あり

→令和8年8月「施設訪問」、令和8年10月「会議」開催予定

会議出席への感謝、今後の予定を伝え、閉会の挨拶とした。

※1. 「個別支援計画書を配付」に関して、利用者の個人情報保護のため会議終了後回収

※2. 「業務継続計画書を2部配付」に関して、利用者・職員の個人情報保護のため会議終了後回収